

第 1016 回教育委員会 会議録

平成 27 年 10 月 8 日

14:00~14:45

①開 会

<菊 川 委 員>

新しい委員長が決まるまでの間、委員長職務代理者として、私が進行いたします。

それでは、ただいまから、第 1016 回教育委員会を開会いたします。

<菊 川 委 員>

議事等に先立ち、申し上げます。

さきほど、1名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員 の指名

<菊 川 委 員>

会議録署名委員に、小嶋委員と武田委員を指名いたします。

③会期の決定

<菊 川 委 員>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菊 川 委 員>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④委員長の選挙

<菊 川 委 員>

議事等に先立ち、委員長の選挙を行います。

事務局から説明してください。

<総 務 課 長>

長南前委員長の退任により、委員長が欠けておりますので、新しい委員長を、教育長を除く教育委員の中から選ぶ必要がございます。

なお、このたび選挙いただく委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、新教育委員会制度への移行までの間となります。以上、よろしく願いいたします。

<菊 川 委 員>

それでは、委員長の選挙を行います。

委員長の選挙は、山形県教育委員会会議規則の規定により、会議において無記名投票により行うこととなっておりますが、委員の中に異議がないときは、指名推選の方法をとることができるかとあります。いかがいたしますか。

<小 嶋 委 員>

従来の方法に従いまして、指名推選の方法がよいかと思いますが、いかがですか。

<菊川委員> ただいま小嶋委員から、指名推選の方法との御発言がありました、いかがでしょうか。

<各委員> 異議なし。

<菊川委員> 御異議なしと認め、選挙は指名推選の方法により行うことといたします。被指名人について会議に諮り、委員全員の同意があった者をもって当選人と決定することにいたします。それでは、御推選をお願いいたします。

<涌井委員> 菊川委員を、委員長として推選させていただきたいと思います。

<菊川委員> お諮りいたします。ただいま、涌井委員から、私を委員長として御推選いただきましたが、いかがでしょうか。

<各委員> 異議なし。

<菊川委員> 御異議なしと認め、私を委員長とすることに決定いたします。

⑤新委員長挨拶

<総務課長> それでは、委員長から、改めまして御挨拶をお願いいたします。

<菊川委員長> ただいま、委員長として選任されました菊川です。よろしくお願いたします。長年、本県教育の発展に御尽力いただいた長南委員長の後を引き継ぐということで、大変身の引き締まる思いであります。長南委員長は皆さんもよく御存知のとおり、「さんさん」プランなど多大な御功績を残されています。来年の3月までということですが、私も微力ではございますが、誠心誠意努力をさせていただきたいと思いますので、どうか皆様方の御協力をよろしくお願い致します。

⑥委員長職務

代理者の指定

<菊川委員長> それでは次に、委員長職務代理者の指定を行いたいと思います。指定の方法は、山形県教育委員会会議規則の規定により、指名推選によることとされております。被指名人について会議に諮り、委員全員の同意があった者をもって委員長職務代理者として指定することにいたします。なお、委員長職務代理者は、従来どおり、第1委員長職務代理者と、第2委員長職務代理者の2名にしたいと存じますが、いかがですか。

<各委員> 異議なし。

<菊川委員長> それでは、第1委員長職務代理者と、第2委員長職務代理者を、それぞれ御推選願います。

<武田委員> 第1委員長職務代理者として小嶋委員、第2委員長職務代理者として、涌井委員を推選いたします。

<菊川委員長> お諮りいたします。ただいま、武田委員から、第1委員長職務代理者として小嶋委員、第2委員長職務代理者として涌井委員を御推選いただきましたが、いかがでしょうか。

<各委員> 異議なし。

<菊川委員長> 御異議なしと認め、小嶋委員を第1委員長職務代理者に決定いたします。また、涌井委員を第2委員長職務代理者に決定いたします。

⑦議席の決定

<菊川委員長> 次に、ただ今座られている席を仮議席とし、片桐委員が任命されたことに伴う、新たな議席の決定を行います。議席は、山形県教育委員会会議規則の規定により、くじで定めることとなっております。

現在、小嶋委員が着席の議席を第1番とし、以降、順次時計回りに第6番までを議席としてくじ引きを行います。委員会の議事運営上、これまで通り、第3番の議席を委員長の議席に、第6番の議席を教育長である教育委員の議席にしたいと思っておりますがいかがですか。

<各委員> 異議なし。

<菊川委員長> 御異議なしと認め、第3番の議席を委員長の議席、第6番の議席を教育長である教育委員の議席とします。

各委員には、第3番と第6番の議席を除く4議席について、ただ今お座りの席番の若い席の委員から順に、くじを引いてください。

《 事務局が「くじ」を持回り、各委員がくじ引きを行う 》

<菊川委員長> 事務局から、くじの結果を報告してください。

<総務課長> 御報告いたします。

第1番は小嶋委員、第2番は涌井委員、第4番は武田委員、第5番は片桐委員となります。

<菊川委員長> ただいまの報告のとおり議席を決定いたします。各委員は、議席の移動をお願いします。

《 各委員：議席の移動 》

⑧報 告

<菊川委員長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「第70回国民体育大会の結果について」は、事務局からの説明を省略させていただき、資料配布のみといたします。

<菊川委員長>

次に、(2)「平成28年度3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況(9月末現在)について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

それでは、教育庁と総務部が独自に行った調査に基づきまして平成28年3月高等学校卒業予定者の9月末現在における就職内定状況を取りまとめましたので御報告申し上げます。

なお、この調査につきましては、ハローワークの紹介による就職希望者の他に、縁故や自営、公務員等の希望者も含んだ数字となっておりますのでよろしくお願いたします。

資料は報告2-1を御覧ください。就職希望者3,153人に対しまして、今回内定者数は1,535人となりました。就職内定率は48.7%と、前年と比較すると1.2ポイント上回った数字となっております。

また、県内での就職希望者の内定率は47.5%と、前年を1.4ポイント上回り、記録が残る中では過去最高となった昨年度をさらに上回る結果となっております。

今年度は職業安定所における求人受付開始と同時に多くの求人を出していただいたこともございまして、山形労働局によりますと8月末現在ではございしますが、求人数は4,384人、求人倍率は過去最高の2.04倍になったと聞いております。

今後とも雇用情勢を注視しながら、引き続き学校と関係機関が情報の共有、あるいは連携を強化しながら、多くの就職希望者が内定を得られますよう、必要な指導に努めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

<菊川委員長>

御質問等ございますか。

<菊川委員長>

なければ、次に、(3)「平成28年度震災による福島県等からの本県県立高等学校への受検に係る実施要項について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

はい。引き続きよろしくお願いたします。

資料は報告3-1を御覧ください。平成28年度の震災による福島県等からの本県県立高等学校への受検に係る実施要項の概要でございます。

これまで本県におきましては、震災の影響により本県県立高等学校を受検する受検生がいる場合には、こちらの資料の「3 定員等」の(1)にありますように、1クラスの中で45名以内、通常であれば40名が定員でありますので、1クラスにつきまして最大5名まで合格者を増やすこ

とができるものとして対応してまいりました。このシステムを使いまして昨年度は11校で合格者を増やした結果となっております。今年度もこのような形で進めてまいりたいと考えておりますが、今年の9月1日現在では、震災の影響により本県に避難している中学3年生の在籍数は68名と、昨年度に比べまして12名増加しており、これまで何年か続けて行っておりますが、その中で一番多い中学3年生の在籍数となっております。そのようなこともございまして、来春の入試につきましても同じような対応をさせていただくこととしております。どうぞよろしくお願いいたします。

<菊川委員長>

御質問等ございますか。

<菅野教育長>

地域別の人数を説明してください。

<高校教育課長>

今年度の中学3年生の在籍数は68名と申し上げましたが、一番多いのは村山地区となっております、こちらには38名が在籍しております。次に多いのは置賜地区であり24名、そして庄内地区に5名、最上地区に1名が在籍している状況となっております。

<武田委員>

一番多い学校では今年度どれくらいの人数を増やしているのですか。

<高校教育課長>

今年度の春に対応した中では、一番多いところとしては、山形東高校で4名合格者を増やしたという報告をもらっています。その他の学校としては、山形中央高校、米沢興譲館高校、米沢工業高校でそれぞれ2名となっており、合格者を増やした人数としましては他の学校も併せると全部で18名となっております。

なお、定員割れをしている学校もありますので、そのような場合は合格者を増やさずとも定員の中で対応できますので、18名以外でも福島県等の被災県から入ってきている高校生はいます。

<菊川委員長>

先ほど、中学3年生の人数が68名ということでしたが、男女の比率としてはどうなっていますか。

<高校教育課長>

申し訳ございません。比率までは把握しておりませんでした。

<菊川委員長>

わかりました。

<菊川委員長>

ほかになれば、次に、(4)「第6次山形県教育振興計画シンポジウムについて」、(5)「平成27年度『地域とともにある学校づくり』推進フォーラムについて」及び(6)「『未来に伝える山形の宝』シンポジウム2015について」、総務課長より一括して報告願います。

<総務課長>

それでは、報告事項(4)、(5)、(6)を一括して御説明申し上げ

げます。

はじめに、こちら青いチラシの「第6次山形県教育振興計画シンポジウム」について御説明いたします。今年5月に策定いたしました、いわゆる6教振、第6次山形県教育振興計画の県民への周知を目的に10月25日（日）に遊学館ホールにて開催いたします。内容としましては、事例発表ということで、高校生、大学生、若者の5団体から発表を行っていただきます。その後、山形大学の出口教授をコーディネーターにパネルディスカッションを行い、こちらには武田委員からもパネリストの一人として御出席いただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして二つ目、報告5-1「平成27年度『地域とともにある学校づくり』推進フォーラム（山形会場）実施要項」という資料を御覧ください。こちらは、地域とともにある学校づくりの充実方策について意見交換をするという催しであり、文部科学省の主催であります。11月6日、山形テルサにて開催いたします。内容は、実践発表として本県川西町の取組みなどの発表があり、その後、文部科学省の藤原企画官の行政説明、パネルディスカッションとなっております。

それから三つ目、次のオレンジ色のチラシを御覧ください。「『未来に伝える山形の宝』シンポジウム2015」についてであります。本県では平成25年度から「未来に伝える山形の宝」ということで、本県の歴史・文化など共通するテーマで結びついた複数の文化財の保存と活用の取組みを一体として登録する制度を設けており、これにちなんだシンポジウムということになります。11月7日（土）、こちらも遊学館ホールにおいて実施いたします。基調講演ではイギリス人アナリストのデービッド・アトキンソン氏を講師としてお迎えします。その後、パネルディスカッションとしては、文化庁の鈴木課長補佐や、JR東日本の営業部門で御活躍の杉山課長などをお招きし、文化財を活かした地域活性化について御意見をいただきたいと考えております。

簡単ではあますが、3つの催しものについて御説明させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

<菊川委員長>

御質問等ございますか。

<武田委員>

「『地域とともにある学校づくり』推進フォーラム」は全ての都道府県で行われるのですか。

<中井教育次長>

文部科学省主催でコミュニティ・スクールを広めるため、毎年全国で6から7会場行われています。これまで東北では、岩手、仙台で行われてきました。本県でもちょうど、6教振でコミュニティ・スクールの推進をすることとしており、また法律でもそのような動きになってきています。そのようなこともあり今年山形で行うというものです。

<武田委員>

このフォーラムのチラシはありますか。

- <中井教育次長> 主催する文科省のホームページにございます。
- <菅野教育長> 全ての小中学校をコミュニティ・スクール化しようという動きがあり、法律改正をして市町村の努力義務にしようということです。現状では県内市町村の動きがそれほど活発ではありませんので、努力していただきたいと考えております。
- <菊川委員長> これは、われわれ教育委員は出席するということでよろしいですか。
- <総務課長> はい。後ほど詳しくお伝えしようと思っていたところですが、「6教振シンポジウム」と『「地域とともにある学校づくり」推進フォーラム』については全委員にお願いしたいと考えております。また、「未来に伝える山形の宝」は可能であれば出席いただきたいと考えております。
- <菊川委員長> では、ただいま説明ありましたように、10月25日（日）と11月6日（金）は、教育委員にぜひ出席していただきたいということですので、なんとか都合をつけて出席することとしましょう。
- <総務課長> ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
- <菊川委員長> ほかになければ、これより議事に入ります。

⑨議 事

- <菊川委員長> それでは、議第1号「山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について」、文化財・生涯学習課長より説明願います。
- <文化財・生涯学習課長> はい。議第1号について御説明いたします。資料1-1をお開きください。本議案は山形県文化財保護条例第4条第1項の規定によりまして山形県指定有形文化財の指定をするものでございます。
- 資料1-2をお開きください。9月4日に開催された山形県文化財保護審議会におきまして、木造毘沙門天立像及び木造大日如来坐像の山形県指定有形文化財の指定について審議がなされ、指定することが適当であると答申が出されたところでございます。
- まず、木造毘沙門天立像の概要について御説明申し上げます。資料1-3を御覧ください。所在地は山形市の山寺、所有者は宗教法人立石寺。これは、立石寺根本中堂内に安置されているものでございます。高さは147.0cmです。形状としましては、邪鬼の上に立っている神将の像でございます。神将とは甲冑をつけたもので、仏教の守護神とされているものでございます。ケヤキの一木造りでございまして、制作年代は9世紀半ば、平安時代の前期で、立石寺の開基と同じくらいの時期と考えられています。特色としては、一本の木をそのまま削った一木丸彫りという方法です。他には、像の中を空洞にする方法もあるのですが、こちらは

空洞にしない方法です。肩幅が広く、胸を厚く作り、脇腹を締め、さらに腰を太くするという量感を強調した体形でございます。指定の意義としましては、平成時代前期にまで遡る古作であって貴重であること。作風も重厚で優れていること。平安時代前期の東北の天台宗の拠点としての立石寺、開基は860年ではありますが、このころと同時期の作であるという歴史的意味を考える上でも資料的価値を評価されたものでございます。

続きまして、木造大日如来坐像について御説明申し上げます。資料は1-6を御覧ください。所在地は山形市の平清水、所有者は宗教法人平泉寺であり、平泉寺の大日堂内に安置されています。高さが110.9cm。形状は、座禅のように足を組んでおりまして、腹の前で両手を合わせている、いわゆる胎蔵界の大日如来と言われているものでございます。構造としては一木造りでございますが、写真からはわかりませんが、頭と背中のところは空洞となっており、軽い造りになっています。制作年代につきましては、10世紀半ばから後半期、平安中期と言われております。仏像の特色としては、胸が厚く、脇を締め、さらに腹部の肉付けを厚くするという非常に豊かな量感を示す体形であること。それから、条帛という、肩から布のようなものが垂れているのですが、その二重目が肩から外れている形が天台宗の胎蔵界大日如来の形式であるということです。指定の意義としては、胎蔵界の大日如来像は遺品が非常に少ない中で、本像は最古の部類に入るものであること。10世紀の胎蔵界の大日如来像には天台系と真言系がございまして、真言系については腕のところの形式が違うものとなっており、そういった天台系と真言系の違いを示す証左であると言えまして、資料的価値も高いということが評価されました。

よろしく御審議の上、御承認くださいますよう、お願いいたします。

<菊川委員長>

御意見、御質問等ございますか。

<菊川委員長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員>

異議なし。

<菊川委員長>

御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菊川委員長>

次の議第2号から議第4号は関連する議案となりますので、議第2号「山形県青年の家の指定管理者の指定について」及び議第3号「山形県朝日少年自然の家の指定管理者の指定について」を文化財・生涯学習課長より、議第4号「山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について」をスポーツ保健課長より、一括して説明願います。

<文化財・生涯学習課長>

はい。それではまず議第2号について御説明いたします。資料は2-1を御覧ください。山形県青年の家の指定管理者の指定につきまして、

この度、県議会 9 月定例会において議決をうけたことから、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定によりまして、山形県青年の家管理企業体を指定管理者として指定することをお諮りするものでございます。

続いて、議第 3 号につきまして、資料 3-1 を御覧ください。こちらでも青年の家同様、朝日少年自然の家の指定管理者について、この度、山形県議会 9 月定例会において議決をうけたことから、株式会社ヤマコーを指定管理者として指定することについてお諮りするものでございます。

なお、これからの日程としましては、当委員会において指定をしました後、それぞれの指定管理者に指定の通知をし、その後、年度内に指定期間事業計画等に関する包括協定書の締結を行い、来年度 4 月から業務を開始することとなります。

<スポーツ保健課長>

それでは、議第 4 号につきまして御説明申し上げます。資料 4-1 を御覧ください。山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定につきまして、この度、県議会 9 月定例会において議決をうけたことから、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定によりまして、公益財団法人山形市体育協会を指定管理者として指定することをお諮りするものです。

先ほどの青年の家、朝日少年自然の家と同様に、この委員会での指定を経て、公益財団法人山形市体育協会に対し指定管理者の指定について通知します。その後、担当者間で協定内容を詰め、年度内に包括協定の締結を行います。来年 4 月に包括協定の内容に基づき年度協定書の締結を行い、指定管理業務開始となります。

以上、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

<菊川委員長>

御意見、御質問等ございますか。

<菊川委員長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菊川委員長>

御異議なしと認め、議第 2 号、議第 3 号及び議第 4 号は原案のとおり可決いたします。

<菊川委員長>

次に、議第 5 号「平成 29 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長>

それでは、議第 5 号「平成 29 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について」、御提案申し上げます。

検査日程についてですが、学力検査日は 3 月 10 日、合格発表日は 3 月 17 日として固定しているため、曜日が前年度から変更になっております。なお、その他部分については大きなところの変更はありませんが、2 カ所ほど前年度から変更になっている部分がありますので説明させ

ていただきます。

2の(1)「入学志願は1人1校とし、在籍又は」と続くところです。これまでは出身の「中学校長」を経由して志願を行うものとするとしておりましたが、今年度から新庄地区に小・中学校を合併した形の学校ができましたので、こちらの学校についても記載する必要が出てきました。このため、「義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の校長」を経由して行うものとするというふうに言葉を付け加えたものでございます。

また、二つ目としまして、同じく2の(2)ですが、こちらにある規則名が「山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則」と変更になりました。これは県立東桜学館中学校が新たに開設されることに伴い通学区域を定めたことによるものでございます。

以上でございます。このことについてよろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

<菊川委員長> 御意見、御質問等ございますか。

<菅野教育長> 義務教育学校や中等教育学校についてももう少し詳しく説明してください。

<高校教育課長> まず、義務教育学校についてですが、新庄市立萩野学園小中学校が義務教育学校として開校し、この卒業生が来春から高校に入学することとなります。小学校部分が義務教育学校の前期課程、中学校部分を後期課程としておりますので、この後期課程を卒業する予定の者、あるいは卒業した者が受検の対象となります。

それから、中等教育学校の前期課程についてです。県内にはまだ開校しておりませんが、中等教育学校というものが全国的にはございます。これは中学校と高等学校が一つの学校として機能しているものでございまして、この中等部から本県の高校を受検する可能性もございます。県内にはない学校からの受検ではありますが、その可能性も想定してこのような記載をさせていただきました。

<武田委員> 3の(3)の連携型入学者選抜について、中高一貫教育を行う連携型中学校からの入学者選抜にあたっては学力検査を行わず、面接等に基づき選抜するとありますが、これは落ちるということはあるのですか。

<高校教育課長> 選抜ですので、残念ながらというケースは想定していますが、これまでの実施状況の中で、連携型で不合格となった生徒はおりません。基本的には全員合格と考えております。

<菊川委員長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員> 異議なし。

<菊川委員長> 御異議なしと認め、議第5号は原案のとおり可決いたします。

<菊川委員長> 次に、議第6号「平成28年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> はい、引き続きよろしくお願いたします。それでは資料6-2から御覧ください。こちらは平成28年度の山形県立高等学校の全日制の課程及び定時制の課程について、その定員、学科等を定めたものでございます。こちらは、昨年度と比較して変更になった部分がございますので、そちらを御説明させていただきます。

入学者の募集について、全日制の課程においては、まず山形中央高校の普通科ですが、こちらが1学級減になりましたので、定員が200名から160名に変わりました。次の頁を御覧ください。米沢工業高校についてですが、これまでの生産システム科、電気科、情報科の3学科から、生産デザイン科、電気情報科の2学科へ学科改編をいたしまして、それと同時に1学級を減としています。従いまして、これまでは全体の定員として6クラス240名から、5クラス200名に変わったということでございます。それから、酒田光陵高校では普通科で1学級減となり、定員が120名から80名となっております。なお、定時制の課程、通信制の課程につきましては変更ございません。これによりまして、県立高等学校の入学定員は前年度より120名減となり、全日制が7,360名、定時制が280名、合計して7,640名の定員ということになります。

次に特別支援学校の高等部を御説明いたします。資料は6-4を御覧ください。こちらの楯岡特別支援学校の受入れ区域に、新たに天童市を加えたところでございます。これは天童市の一部の地域から楯岡特別支援学校への通学の利便性があるということで、それに係る措置をさせていただいたということです。

提案については以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<菊川委員長> 御意見、御質問等ございますか。

<菊川委員長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菊川委員長> 御異議なしと認め、議第6号は原案のとおり可決いたします。

⑩閉 会

<菊川委員長> これで、第1016回教育委員会を閉会いたします。